

市会議案第8号

時間外労働に対する割増賃金の支払を定めた労働基準
法第37条の教員への適用等を求める意見書

上記の議案を提出する。

令和7年3月24日提出

吹田市議会議員 玉井美樹子

同 柿原 真生

同 益田 洋平

同 村口久美子

同 竹村 博之

同 塩見みゆき

時間外労働に対する割増賃金の支払を定めた労働基準
法第37条の教員への適用等を求める意見書（案）

文部科学省が公表した公立小学校・中学校等教員勤務実態調査研究の報告書によると、公立小・中学校における教諭の平日1日当たりの在校等時間は、持ち帰り時間を含め、平均して11時間を超えており、教員の長時間労働の是正が喫緊の課題となっている。教員から子供と向き合う時間がないとの声が上がっている現状は、子供の成長や学びに大きな影響を及ぼしかねない。

こうした状況の中、政府は本年2月7日、教員の給料に上乘せされる教職調整額を基本給の4%から10%まで段階的に引き上げることを盛り込んだ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（いわゆる給特法）等の改正法案を閣議決定した。しかしながら、教員に時間外勤務手当及び休日勤務手当を支払わないことを定めた給特法第3条第2項の規定は改正されないままとなっている。

教職調整額の増額は、教員の処遇改善として重要であるものの、現在の定額での働かせ放題の実態が改善される見込みはなく、長時間労働の是正につながるとは言い難い。昨今の教員の長時間労働による様々な影響を鑑みれば、教員の時間外労働の時間数に応じた割増賃金を事業主等に支給させることによって、時間外労働の抑制効果を機能させる等の抜本的な見直しが必要不可欠である。

よって、本市議会は政府及び国会に対し、時間外労働に対する割増賃金の支払を定めた労働基準法第37条を教員に適用するとともに、教員の給与が現状より下がることのないよう、教職調整額を基本給に組み込む等の対応を行うことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月 日

吹 田 市 議 会